

造船・舶用工業分野特定技能2号試験（塗装）実技試験実施要領

本特定技能2号実技試験実施要領は、特定技能2号実技試験を公正かつ円滑に実施するために実技試験実施上の手順および注意点等を示すもので、試験は本特定技能2号実技試験実施要領に沿って実施されることが望ましい。

ただし、試験を実施する国および地域、実施場所の設備等の情報を元に、試験が公正かつ安全に実施できるよう適宜考慮するものとする。

第一章 作業試験実施にあたっての注意事項

特定技能作業試験（塗装職種）は、別途定める「造船・舶用工業特定技能作業試験問題（塗装）」により行うものとするが、試験実施にあたって留意すべき事項を以下に示す。

1. 作業試験前の準備

(1) 作業試験場の要件

特定技能作業試験を実施する前に、作業試験場として使用予定の場所および試験環境を現地調査または書面等で確認すること、具体的には下記の要件を満足しなければならない。

- a. 作業試験場は、天候によって試験の実施が妨げられてはならない。また、夜間でも試験が実施できる十分な照明設備を有すること。
- b. 試験場には、受験者一人当たり 1 m × 0.5 m 程度の作業台とそれに付随する作業スペースを確保すること。
- c. 吹き付け塗装をする場合には、作業台とは別に、適當な広さと換気を行える吹き付け作業場を設けること。また、吹き付け作業により、他の受験者の作業が影響されないこと。
- d. 作業試験には、相当量の引火性物質および有害物質を使用するため、十分な換気が確保されていること。
- e. 作業試験場の床は、コンクリート床等の安定した床面であることが望ましい。

(2) 試験材料の確認

作業試験に供する試験材料は、「第二章 試験材料および設備・備品等の基準」に示すが、作業試験実施前に以下の項目について、確認するものとする。

- a. 作業試験用被塗装物の素材は、金属であること。また、塗装面は平面で有害な亀裂や凹凸がないこと。
- b. 被塗装物の寸法および形状が別添の被塗装物製作図に適合していること。
- c. 被塗装物は、受験者一人に対して1個試験するものとし、受験番号が裏面に記入されていることを確認する。また、被塗装物は予備として数個準備されていること。
- d. 塗料および塗料に適した薄め液は、試験に支障がない程度の数量が確保されていること。

(3) 作業試験用設備

作業試験用の設備は、「第二章 試験材料および設備・備品等の基準」に示すとおりとする。試験実施前には、作業試験場に用意または用意予定の設備・備品等がそれぞれの基準を満足していることを現地調査また書面等により、確認すること。

(4) 作業試験場の整備

作業試験の実施にあたっては、現地調査等で前述の（1）～（3）項について確認とともに、作業試験を実施する直前に下記の項目についても確認すること。

- a . 受験者の作業場所がテープ等で明確に区画されているとともに、受験番号を表示することで受験者の作業スペースが明確にされていること。
- b . 試験材料が各受験者の作業スペースに配置されているとともに、数量等が規定どおりであること。また、試験材料が申請された下塗り方法に適合していること
- c . 作業試験場の設備・備品等について、その機能に異常がないこと。
- d . 試験場の作業台、床、壁等に汚染防止の処置が施されていること。また、必要に応じて、追加・補修ができるように備品等が準備されていること。
- e . 作業試験場は、禁煙とともに、火気厳禁とすること。
- f . 塗料等の試験材料については、その管理者を定めるとともに試験監督者に周知し、十分な管理を行うこと。
- g . 説明用の黒板またはホワイトボード等が準備されていること。
- h . 塗装機器の順番待ち等の作業の中斷に備え、待機場所が準備されていること。
- i . 給排水設備の場所を確認しておくこと。
- j . 吹き付け作業をする場合には、被塗装物を立てて置ける台と吹き付け塗料の勢いにより被塗装物が倒れないように、固定または裏面を支持すること。

2. 試験監督者の作業試験実施直前の注意事項

特定技能試験監督者は作業試験を実施するにあたり、以下の項目について、確認および注意すること。

- (1) 試験開始前には、「第二章 試験材料および設備・備品等の基準」に示す機器・工具等を点検するとともに、規定されたもの以外の機器・工具等は使用させないこと。
- (2) 試験開始前に「3. 作業試験実施手順」に従って、受験者に対する注意事項を説明した後、受験者からの質問を受けても良いが、試験問題のヒントになるような質問には答えないこと。
- (3) 試験開始および試験時間の経過を適宜、受験者に周知すること。
- (4) 試験開始後、塗装機器の順番待ち等の受験者の責めによらない理由で作業が中斷されたときには、適当な場所で受験者を待機させておくこと。また、待機時間は試験時間に含まないよう各受験者について、別添の表2-1により管理すること。
- (5) 受験者が持参した試験問題は作業試験場に持ち込まないこととし、作業試験開始前に、作業試験場で各受験者に作業試験問題を配布する。また、配布した作業試験問

題は試験終了後に回収する。

- (6) 作業試験中に受験者が熱中症にかかる恐れがある場合には、試験の公平性が損なわれないよう留意しつつ、現場の判断で必要な処置（休憩時間や場所の確保、試験前の水分補給指示、試験中の水分補給を認めることの周知）をとっても良い。
- (7) 吹き付け塗装をする際には、受験者各自の被塗装物を試験場に準備された作業台に立てて、固定または裏面を保持して、作業すること。
- (8) 吹付圧力およびスプレーガンの調整は、試験用被塗装物に吹き付ける前に各自で行うこと。この際に試し塗り用の板を使用しても良い。
- (9) マスキングテープを張る位置は、ものさしを使って決めること。
- (10) マスキングテープをはがす時期は、受験者の自由とするが、作業試験の課題提出時にはマスキングテープはすべて剥がすこと。
- (11) 試し塗りは、吹き付け作業場で行うこととし、試し塗りの回数は制限しない。
- (12) 一度塗装した場所の塗膜を除去して再度塗装することは一回まで許可する（二回以上の再塗装は認めない）。
- (13) 試験場での火気は厳禁とすること。
- (14) 完成した課題は、各自の作業スペースに置いておくこと。
- (15) 各自、持参したものはすべて持ち帰ること。
- (16) 試験中は携帯電話等の使用を禁止とすること。
- (17) 試験中は、私語を禁止とすること。

3. 作業試験実施手順

特定技能試験監督者は、特定技能の塗装作業試験を実施するにあたって、試験が公正かつ安全に実施されるよう、以下の手順に従って確実に管理・監督を行うこと。

また、試験監督者は試験実施にあたって、何らかの不正行為及び怪我や生命にかかる危険な行為が認識された場合は、直ちに対象者の作業を直ちに停止させ、失格とすることができる。

(1) 受験者の本人確認

受験者名簿、受験票および受験者本人を照合することにより、受験者本人であることを確認すること。

(2) 作業試験の事前説明と質問

作業試験問題を配布するとともに、作業試験問題の注意事項および試験問題を読み上げ、試験の概要と実施方法を説明すること。また、説明には以下の項目を適宜含めること。

- a. 試験監督者および試験補助者の紹介
- b. 試験時間と試験の開始および終了方法
- c. 不正行為（補助・助言・合図等）が認められた場合の処置
- d. 試験監督者等が、機器の破損や怪我の危険を認識した場合は、適宜注意し、従わない場合は失格とすること。説明後には、質問を受け付けること、ただし、回答のヒントになるような質問には回答しない。

(3) 受験者と試験スペースの整合と備品等の確認

受験者の受験番号と作業スペースに表示された受験番号が一致していることを確認する。また、試験スペースに準備された試験材料・備品等に異常がないことを確認する。

(4) 作業試験の開始と試験中の巡回

全ての受験者の試験準備が整ったことを確認したら、直ちに試験を開始することを宣言すること。また、試験中は、不正行為等を未然に防ぐため、適宜試験会場を巡回すること。

(5) 作業試験の終了と課題の提出方法

試験終了時刻前に、受験者から終了（退出）の申し出があった場合には、当該受験者が作成した課題を作業スペースに置き、受験者各自が持参したものを持って退出させる。

既定の試験時間が経過したら試験の終了を宣言し、作業を停止させる。各自の課題をそれぞれの作業スペースに置き、受験者各自が持参したものを持って退出させる。

(6) 試験時間の管理

試験開始後、受験者の責めによらない理由で作業が中断された場合は、その理由が解消するまでの間、適当な場所に受験者を待機させること。また、待機時間は受験者ごとに管理し、待機時間は試験時間に含めない。

(7) 試験終了後の業務

試験終了後、各作業スペースに課題が置かれていることを確認し、それぞれの課題について、別に定める合否判定基準により、作業試験の合格または不合格の判定を行う。

それぞれの判定結果を、受験者名簿に合否を記載する。合否判定が記載された受験者名簿は、漏洩しないように管理するとともに、速やかに協会に送付する。

(8) 試験の停止および異常事案の報告

試験中の不正行為等により、途中退出させた場合や他の受験者の迷惑行為等により退出させた場合は、受験者名簿にその事実を記録する。また、その他、特記すべき異常が認められた場合にも、その内容を記録する。

第二章 試験材料及び設備・備品等の基準

1. 試験材料等

試験場に準備する試験材料は以下の通りである。なお、数量欄の数字は受験者一人当たりの数量を示す。

品名	寸法または規格等	数量	備考
試験用被塗装物 ^{*1}	金属板(材質指定なし) 板厚 (t=5~6mm 程度)	1	課題図に示す形状であること (加工法は問わない)
塗料	舶用塗料	1	受験者が塗装方法に適した塗料調整 (シンナー希釀など) を行うこと。色味でおおよその塗膜厚が判断できる自己指示 (Self Indication: SI) 機能をもつ塗料は使用しないこと。
刷毛およびローラ	塗装用	一式	
研磨布または耐水研磨紙	P100	1	素地調整用
マスキングテープ		1巻	
シンナー (溶剤)	上記塗料の希釀に適したもの	500g	素地調整・洗浄・希釀用
金属板	150mm×200mm 以上 試験用被塗装物と同等材	1	試し塗り用

2. 設備・備品等

試験場に準備する設備および備品は以下の通りである。なお、品名欄の※印以外のものは受験者が準備するものとする。また、数量欄の数字は受験者一人当たりの数量を示す。

品名	寸法または規格等	数量	備考
※作業台	1.0n×0.5m 以上の広さ	一式	塗装作業ができる環境に設置
※エアレススプレー 塗装機	「1. 試験材料」に記載の塗料 の塗装に適したもの	どちらか一式	
※エアスプレー 塗装機			
※ウェット膜厚計	30 μm～500 μm 程度が測定可 能なウェットゲージ	一式	
作業服		一式	
作業帽 またはヘルメット		1	
作業靴		一式	
有機ガス用 防毒マスク		一式	
保護手袋		一式	
保護メガネ		適宜	
ウエス	手ぬぐい程度の大きさ	1	
はさみ またはカッター		1	
ものさし	300mm 程度、JIS 認定品	1	
筆記用具	鉛筆、消しゴム	一式	
飲料		適宜	熱中症対策、水分補給用

別添

3. その他

その他、試験場で準備する設備等は、以下の通り。

品名	寸法または規格等	数量	備考
ウエス廃棄用容器	金属製（溶剤に耐えるもの）	適宜	
消防設備	有機溶剤による火災に適合したもの	適宜	
救急用具		適宜	

第三章 課題の採点用具等

採点に使用する採点用備品は以下の通りとする。

品名	寸法または規格等	数量	備考
ウェット膜厚計	30 μm ～500 μm 程度が測定可能なウェットゲージ	一式	
溶剤およびウエス		適宜	ウェット膜厚計のふき取り用
膜厚測定位置の目安		適宜	
照明		適宜	

第四章 採点基準

採点基準は以下の通りとする。

- ① A, B, C, D の各面の平均値が指定された膜厚範囲内（最低膜厚以上かつ最高膜厚以下）で塗装されていること。膜厚計測は受験者が申告したタイミングで実施する。
- ② 指定された箇所の角部が適正に塗装（塗りむらがなく、必要な膜厚が確保）されていること。
- ③ 外観観察にて欠陥、垂れ、ゆず肌等の不良がないこと。

造船・船用工業分野特定技能2号 塗装実技試験被塗装物製作図

